

奈良県社会的養育推進計画(案)

資料1-2

施策の柱	前期計画(R2度～R6度)		
	取組項目	評価指標	取組結果
①当事者である子どもの権利擁護	・児童相談所、児童養護施設等と連携した子どもの権利擁護 ・子どもの意見の養育の場や施策等への反映	・検討会議の開催 (R1度現在: -) (R2度: 定例化)	・検討会議の実施 (R2度: 定期開催)
②児童相談所の強化	・児童相談所職員の確保 ・児童相談所への専門職の配置	・児童福祉司数 (R1度現在: 31名) (R4度: 政令配置標準以上)	・児童福祉司の職員数 (R6度: 34人)
③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	・市町村の相談・支援体制の強化 ・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 (R1度現在: 6市町村) (R4度: 39市町村)	・市町村子ども家庭総合支援拠点設置市町村数 (R6度: 38市町村)
④里親等への委託の推進	・里親関連業務(フォスティング業務)の包括的な実施体制の構築 ・児童相談所の相談・支援体制の強化	・里親養育支援児童福祉司数 (R1度現在: -)(R4: 2名) ・里親等委託率 (R11度: 0～3歳未満47%、 3歳～就学前42%、 学童期以降31%、全体34%) ・登録里親数 (R1度現在: 131組)(R6度: 161組) ・登録里親数に占めるマッチング率 (R1度現在: 35%)(R6度: 50%)	・里親委託推進員の配置 (R6度: 2人) ・里親委託率 (R5度: 0～3歳児未満11.8%、 3歳～就学前31.3%、 学童期以降22.9%、全体23.7%) ・里親登録数(R6度: 141組) ・登録里親数に占めるマッチング率 (R6度: 35%、49組/141組)
⑤特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	・児童相談所の相談・支援体制の強化 ・民間あっせん機関との連携のあり方の検討	・養子縁組里親への委託児童数 (H21～H30実績: 計18名) (R2～R11度: 計26名)	・養子縁組里親への委託児童数 (R2～R5度: 計7名)
⑥施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化・機能転換	・乳児院、児童養護施設の小規模化、地域分散化への支援 ・乳児院、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換への支援	・地域小規模児童養護施設数 (R1度現在: 5施設) (R6度: 6施設以上)	・地域小規模児童養護施設の設置数 (R6度: 5施設)
⑦一時保護改革	・一時保護所における良好な生活環境の提供及び専門性の向上 ・一時保護所における子どもの権利擁護 ・一時保護所の質の評価と改善	・職員の専門性向上に向けた研修の実施回数 (R1度現在: -) (R2度: 2回以上)	・一時保護所職員に対する研修 (R6度: 2回)
⑧社会的養育自立支援	・将来の自立支援 ・施設退所者等の居場所づくり ・退所(措置解除)後の支援	・自立援助ホーム実施箇所数 (R1度現在: 2箇所) (R6度: 3箇所以上)	・児童自立生活援助事業所Ⅰ型(自立援助ホーム)の実施箇所数 (R6度: 1箇所)※奈良市に3箇所移管
⑨家庭支援事業及び支援を必要とする妊産婦等の支援【新規】			
⑩代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障	・家庭養育及び地域養育に対する支援 ・心理的治療ニーズの高い児童等、児童の特性に応じた適切な施設養育の推進 ・障害のある児童の保護者への支援、児童の自立支援	・被虐待児への心理治療プログラムを受講した職員数 (R1度現在: -) (R4度: 4名以上)	・被虐待児への心理治療プログラムを受講した職員数(R5度: 6名)
⑪障害児入所施設における支援【新規】			

後期計画(R7度～R11度)	
取組項目	評価指標
・意見表明等支援事業(こどもアドボカシー)を活用することの認知度及び満足度の向上 ・子どもの権利擁護に関する研修の実施	・措置児童を対象とした意見表明等支援事業(こどもアドボカシー)の認知度、満足度 (R6度からの新規事業) (R11度: 認知度100%、満足度100%) ・研修の実施回数、受講者数等 (R5度: 年5回、受講者数140人) (R11度: 年5回、受講者数170人)※里親の受講促進(+30人)
・中核市の児童相談所設置に向けた取組 ・児童相談所における人材確保・育成	・奈良市における児童相談所の設置(R4度設置済み) ・児童福祉司の配置数 (R6度: 配置基準45人に対して、児童福祉司37人・社会福祉主事8人配置) (R11度: 政令配置標準以上)
・子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進 ・児童相談所の強化に向けた取組	・子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数 (R6度からの新規資格) (R7度～R11度)児童相談所(2箇所): 毎年度各児相1人ずつ 児童養護施設(6箇所): 毎年度各施設1人ずつ ・第三者評価を実施している児童相談所数(R6度: 0箇所)(R11度: 2箇所)
・市町村と児童相談所等との情報共有及び連携体制の強化 ・子育て短期支援事業(ショートステイ)における里親の活用	・子ども家庭センターの設置率 (R6度: 20市町村/39市町村、設置率51.3%) (R11度: 39市町村/39市町村、設置率100%) ・ショートステイ里親名簿の作成及び活用促進※委託里親のスキルアップ ・短期里親保険の加入支援
・里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	・里親委託率 (R6.9: 全体25.4%)(R11度: 乳幼児75%、学童期以降50%、全体57%) ・登録里親数(R6度: 141組)(R11度: 240組) ・ファミリーホーム数(R6度: 6施設)(R11度: 11施設)
・里親支援センターの業務への支援および連携体制の強化	・里親支援センター設置数(R6度: 1件 継続)
・養子縁組あっせんの相談体制の強化 ・民間あっせん機関との連携と協力	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数 (R2度～R6度: 10件) (R7度～R11度: 16件) ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 (R2度～R6度: 3件) (R7度～R11度: 6件)
・地域小規模施設及び小規模グループケアの整備の支援 ・施設の専門職員の確保の支援	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 (R6度: 児童養護施設5施設、乳児院1施設、16箇所(地域小規模5、グループケア11)、102名) (R11度: 児童養護施設6施設、乳児院2施設、21箇所(地域小規模9、グループケア12)、126名) ・養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数 (家庭支援専門相談員 R6度: 5施設 6人 R11度: 6施設 7人) (心理療法担当職員 R6度: 6施設 9人 R11度: 8施設 11人) (自立支援担当職員 R6度: 2施設 2人 R11度: 6施設 6人) (医療的ケアを担当する職員 R6度: 2施設 2人 R11度: 6施設 6人)
・一時保護専用施設の設置の支援 ・一時保護所の質の評価と改善	・一時保護専用施設(R6度: 2箇所)(R11度: 4箇所) ・第三者評価の実施(R5度: 実施 継続)
・社会的養育自立支援拠点事業の整備 ・児童自立生活援助事業所の設置の支援	・社会的養育自立支援事業の整備箇所数 (R6度: 1箇所 継続) ・児童自立生活援助事業所の実施箇所(Ⅰ型: 自立援助ホーム、Ⅱ型: 児童養護施設内での自立援助) (R6度: Ⅰ型: 1箇所、Ⅱ型: 1箇所) (R11度: Ⅰ型: 3箇所、Ⅱ型: 6箇所)
・特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施 ・妊産婦等生活援助事業等の実施支援	・特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 (R5度: 年3回実施、受講者数92人) (R11度: 年3回実施、受講者数150人) ・妊産婦等生活援助事業の実施 (R6度: 0箇所)(R7度: 1箇所) ・子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数 (R6度: 18市町村)(R11度: 39市町村)
・親子関係再構築支援の専門職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の検討 ・特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組	・親子関係再構築支援の専門職員の配置数(R6度: 2人)(R11度: 4人) ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数【再掲】 (R2度～R6度: 10件) (R7度～R11度: 16件)
「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によるケア単位の小規模化の推進	・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数、生活している障害児の数 (R6度: 2施設 86人)(R11度: 3施設 110人)